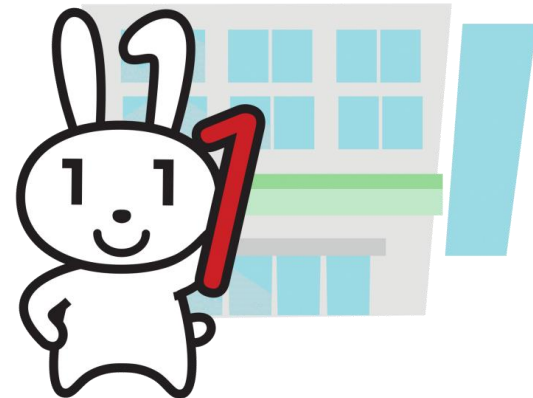


法人番号について

法人番号で  わかる。  つながる。  ひろがる。

国税庁長官官房企画課
法人番号管理室
平成29年6月



目次

【法人番号の基本情報】

・法人番号の指定・通知・公表	1
・法人番号の指定・通知・公表の事務フロー	2
・法人番号の指定対象法人等のイメージ	3
・国の機関に係る法人番号	4
・地方公共団体に係る法人番号	5
・法人番号の構成	6
・法人番号の公表方法（概要、検索・閲覧、ファイルでダウンロード・情報記録媒体、Web-API）	7
・法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。	11

【法人番号の利活用】

・法人番号の利活用例	
法人番号を利用した取引情報の集約による業務の効率化	12
法人番号公表サイトを利用した新規営業先等の把握	13
Web-API等を用いた各種会計ソフトの有効活用	14
・行政機関における利活用	
公開情報への法人番号の併記	15
法人インフォメーション	16
行政機関における利活用 ～その他～	18

【国際的な利活用に向けた取組】

・国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について	20
・英語版webページにおける英語表記情報の公表	23

【その他】

・よくある質問～法人番号の「通知」「公表」～	25
・法人番号に係る各種情報	27
・国税庁ホームページのご案内	28

〔参考〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）【法人番号関係抜粋】	29
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）【法人番号関係抜粋】	31
法人番号の指定等に関する省令（平成26年法律第70号）	35

用語の定義

- 法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
政令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）
省令：法人番号の指定等に関する省令（平成26年財務省令第70号）

法人番号の指定・通知・公表

1. 法人番号の指定

国税庁長官は、次の法人等に対して法人番号を指定する（法39①、②）。

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）
- ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなるもの
- ⑤ ①～④以外の法人又は人格のない社団等であって、個別法令で設立された国内に本店を有する法人や国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書・届出書等の書類を提出する者など一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの
 - 法人番号は1法人に対して1番号のみ指定され、法人の支店や事業所等には指定されない（個人事業者にも指定されない）。

■ 法人番号の生成

- ◆ 設立登記法人については、法務省から提供される12桁の会社法人等番号を基に13桁の法人番号を生成。
- ◆ 設立登記法人以外の法人等については、国税庁で独自に13桁の法人番号を生成。

2. 法人番号の通知

国税庁長官は、法人番号を書面により法人等に通知する（法39①）。

- 設立登記法人については、登記上の本店所在地に通知書を送付。

3. 法人番号等の公表

国税庁長官は、法人番号の指定を受けた者（法人番号保有者）の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号（基本3情報）をインターネット上（国税庁法人番号公表サイト）で公表。

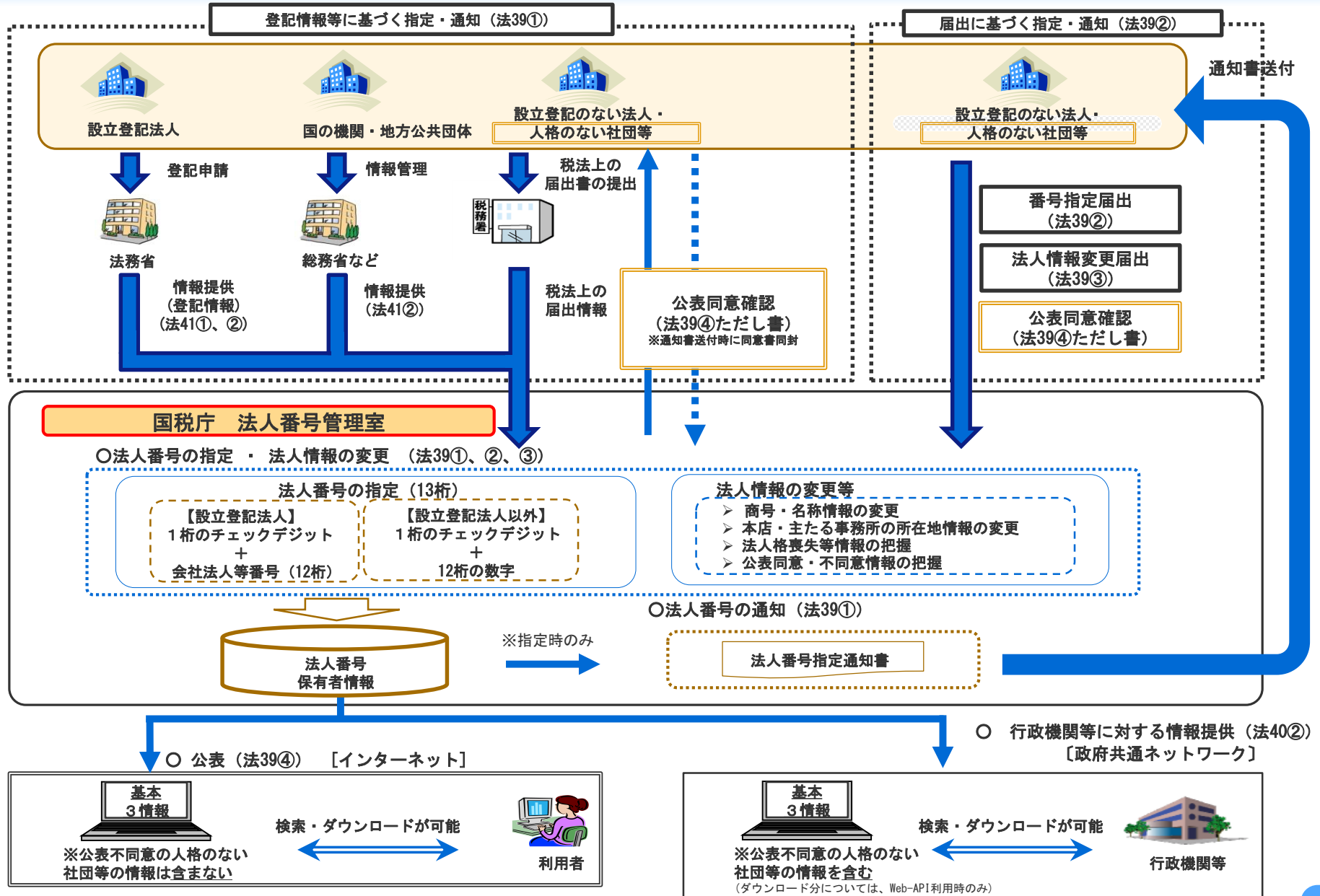
ただし、人格のない社団等は、あらかじめその代表者又は管理人の同意が必要（法39④ただし書）。

- 法人番号は、広く一般に公表され、個人番号（マイナンバー）と異なり、利用範囲に制約がなく自由に利用可能。

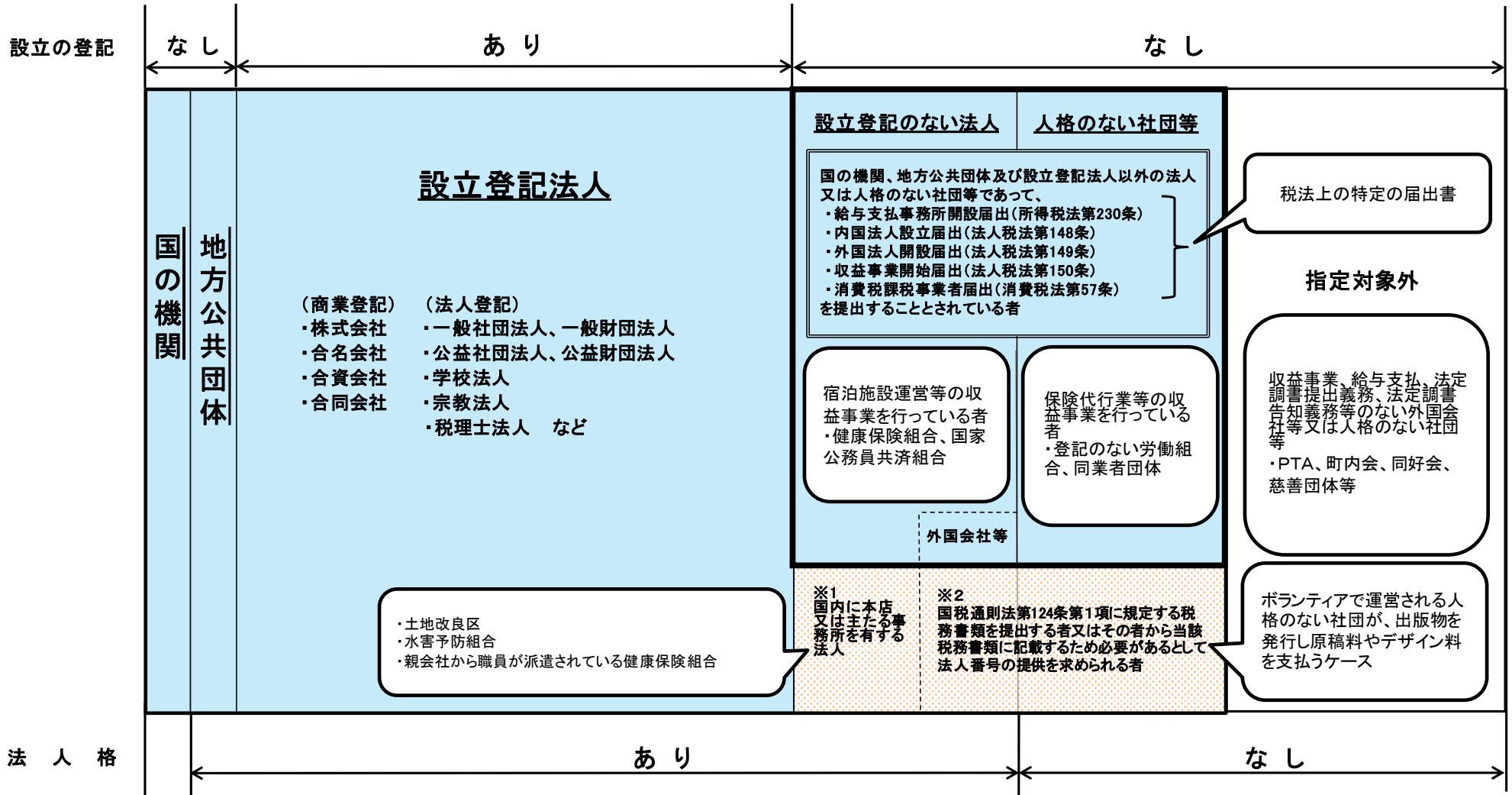
■ 情報の提供

- ◆ 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の基本3情報の提供を求めることができる（法40②）。
- ◆ 基本3情報は、政府共通ネットワークを通じ、法人番号情報提供サイトで提供（公表不同意の人格のない社団等の情報も提供）。

法人番号の指定・通知・公表の事務フロー



法人番号の指定対象法人等のイメージ



(注) 部分は、特段、届出手続等を要することなく国税庁長官が指定(法39①)。

部分は、上記要件(※1、※2)に該当する法人等が、国税庁長官に届け出ることにより指定(法39②)。

国の機関に係る法人番号

立法機関

○政令36一に規定

衆議院
参議院
裁判官弾劾裁判所
裁判官訴追委員会
国立国会図書館

司法機関

○政令36三に規定

最高裁判所
高等裁判所(9)
※東京高等裁判所にあつては、
東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所
地方裁判所(50)
家庭裁判所(50)
簡易裁判所(438)
※()内は、各裁判所の数を表す。

行政機関

○政令36二、個人情報保護法2一～六に規定

内閣官房	厚生労働省
人事院	中央労働委員会
内閣法制局	農林水産省
国家安全保障会議	林野庁
内閣に設置される機関	水産庁
(都市再生本部、知的財産戦略本部など)	経済産業省
復興庁	資源エネルギー庁
内閣府	特許庁
宮内庁	中小企業庁
公正取引委員会	国土交通省
国家公安委員会	運輸安全委員会
警察庁	観光庁
個人情報保護委員会	気象庁
金融庁	海上保安庁
消費者庁	環境省
総務省	原子力規制委員会
公害等調整委員会	防衛省
消防庁	防衛装備庁
法務省	会計検査院
公安審査委員会	検察庁
公安調査庁	最高検察庁
外務省	高等検察庁
財務省	地方検察庁
国税庁	検察審査会
文部科学省	
文化庁	
スポーツ庁	

※「個人情報保護法」とは、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)をいう。

地方公共団体に係る法人番号

指定、通知、公表

国税庁長官は、地方公共団体に対して法人番号を指定し、通知するとともに、法人番号の指定を受けた団体の名称、所在地及び法人番号を公表する。

指定対象となる地方公共団体

地方自治法第1条の3に規定される地方公共団体1団体（法人）に対して1つの法人番号を指定する。

【普通地方公共団体】

【特別地方公共団体】

・ 都道府県 ・ 市町村

・ 特別区 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ 財産区

※ 法人番号は、①議会事務局、教育委員会等の地方公共団体の機関や、②地方公共団体が特別会計により行う水道事業等の公営企業には指定されない。

これらの地方公共団体の各機関等は、地方公共団体の一部を構成するものであり、例えば、給与所得の源泉徴収票の支払者の番号欄などには、（給与支払者の表記が異なる場合であっても）地方公共団体に対して指定された法人番号を記載することになる。

資料の提供の求め

国税庁長官は、法人番号の指定、通知、公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

具体的には、一部事務組合、広域連合及び財産区に対する法人番号の指定等を行うにあたり、総務省・都道府県を通じて、必要な資料の提供を求めている。

法人番号の構成

法人番号は、12桁の番号（以下「基礎番号」という。）及びその前に付された1桁の検査用数字（法人番号を電子計算機に入力するとき誤りのないことを確認することを目的として、基礎番号を基礎として財務省令で定める算式により算出される1から9までの整数をいう。）により構成。

●検査用数字（チェックデジット）を算出する算式

財務省令で定める算式は、次に掲げる算式。

【算式】

$$9 - \left(\sum_{n=1}^{12} P_n \times Q_n \text{ を } 9 \text{ で除した余り} \right)$$

【算式の符号】

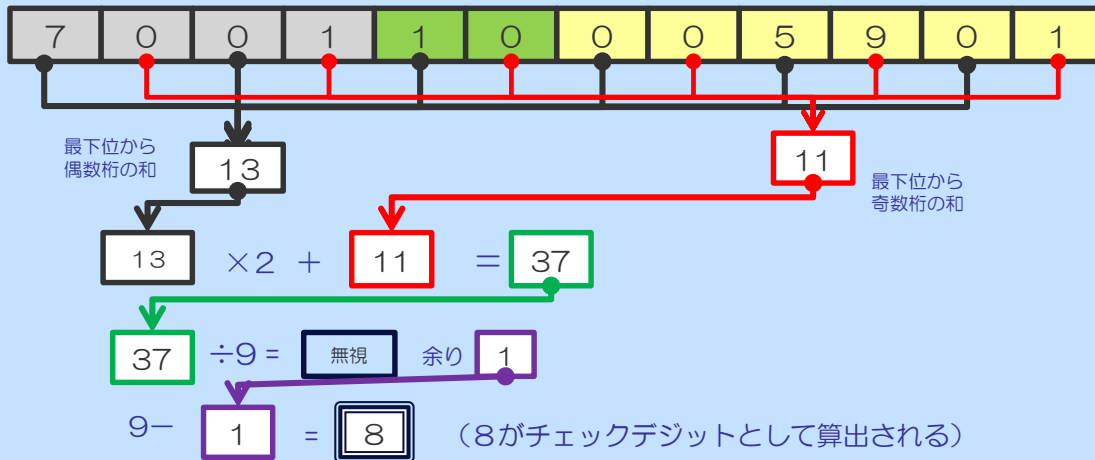
P_n : 基礎番号の最下位の桁を1桁目としたときの n 桁目の数字

Q_n : n が奇数のとき1 / n が偶数のとき2

●13桁の数値の構成

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
1~9の検査用数字	0	0	0	0	1	x	国の機関(x=1:立法機関、x=2:行政機関、x=3:司法機関)						
	0	0	0	0	2	0	地方公共団体(団体コードあり)						
	0	0	0	0	3	0	地方公共団体(団体コードなし)						
	01~5で始まる会社法人等番号(設立登記法人)							登記所コード(4桁)+組織区分(2桁)+一連番号(6桁)					
	6で始まる12桁							予備					
	7で始まる12桁							設立登記のない法人・人格のない社団等					
	8で始まる12桁							予備					
	9で始まる12桁												

●チェックデジットの算出例（12桁の基礎番号を「700110005901」とした場合）



⇒法人番号は「8700110005901」となる。

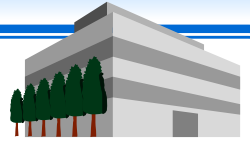
【政令第35条第2項】

会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の法人番号を構成する基礎番号は、その者の会社法人等番号であって、その者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたもの

【政令第35条第3項】

設立登記法人以外の者の法人番号を構成する基礎番号は、他のいずれの法人番号を構成する基礎番号及びいずれの会社法人等番号とも異なるものとなるように、財務省令で定める方法により国税庁長官が定めるもの

法人番号の公表方法（概要）

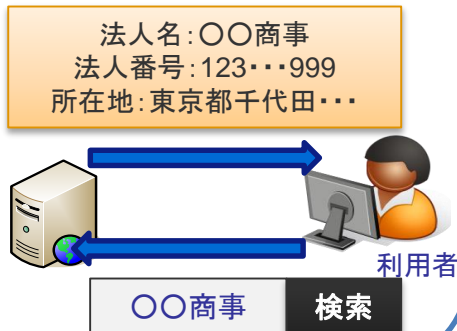


公表機能 （インターネット）

検索・閲覧

【利用方法】
「法人番号公表サイト」に、パソコン、タブレット及びスマートフォンからアクセスする。

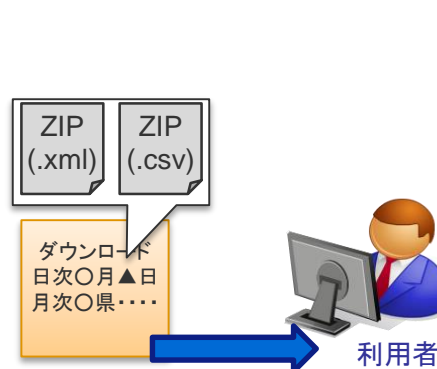
【機能】
法人番号、法人名及び所在地などの検索条件で法人の基本3情報（法人名、所在地、法人番号）等を検索閲覧可能。検索結果は、印刷可能。



ファイルでダウンロード

【利用方法】
「法人番号公表サイト」に、パソコンからアクセスする。

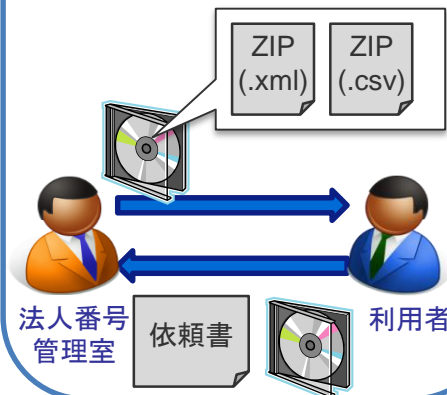
【機能】
法人の基本3情報（法人名、所在地、法人番号）等をCSV、XML形式でダウンロード可能。



情報記録媒体による提供

【利用方法】
「アプリケーションID発行届出書兼情報記録媒体によるデータ提供依頼書」、情報記録媒体及び返信用封筒を法人番号管理室に送付する。

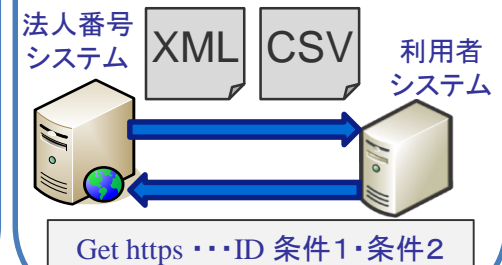
【機能】
前月末時点の最新情報（法人の基本3情報）等を情報記録媒体（DVD）に記録して提供。



Web-API

【利用方法】
利用者のシステムから法人番号システムに条件を指定したリクエストを送信する。法人番号や法人名、取得期間を指定することが可能。

【機能】
システム間連携インタフェースを活用して法人の基本3情報の法人番号、法人名での問合せ及び取得期間を設定した問合せにデータを応答。



法人番号の公表方法（検索・閲覧）

- 国税庁法人番号公表サイトを利用すれば、法人番号、法人の商号及び所在地などの検索条件で、法人の基本3情報（法人名、所在地、法人番号）等を検索閲覧できます。

法人番号で法人の商号及び所在地などを調べる

法人番号
13桁 半角数字

1234567890123

検索

入力例：1234567890123

0桁

複数の法人番号でまとめて検索したい場合は、「法人番号でまとめて検索する」をクリックしてください。

法人番号でまとめて検索する

【右画面】
（例）
13桁の法人番号
で検索した場合
の検索結果

検索結果画面

高橋建設株式会社の情報

最新情報

法人番号
1123456789012

高橋建設株式会社

商号又は名称
高橋建設株式会社

外字ボタンを押下すると登記上の正確な文字を表示することが可能

本店又は主たる事務所の所在地
神奈川県川崎市中原区▲▲▲▲町●-●-● 高橋ビル

最終更新年月日
平成27年10月10日

変更履歴情報

No.1
新規

法人番号指定年月日 平成27年10月5日

このページを印刷する

検索結果画面の印刷物は、所得税法などで規定されている告知書類の一部として使用することができます。

法人の商号及び所在地などから法人番号を調べる

商号又は名称

前方一致検索 部分一致検索

読み仮名で検索(カタカナ)
入力した文字そのまま検索
英語表記で検索

例：「株式会社〇〇」の場合は「〇〇」のみで検索してください。

（注）「前方一致検索」又は「読み仮名で検索(カタカナ)」を選択した場合は、「株式会社(カブシキガイシャ)」などの文字を除いて入力してください。

（注）「読み仮名で検索(カタカナ)」と「入力した文字そのまま検索」は、いずれかを選択することができます。

（注）「英語表記で検索」を選択した場合は、「英語版法人番号公表サイト」に掲載されている法人を検索することができます。なお、検索結果は「英語版法人番号公表サイト」の画面が表示されます。

所在地

郵便番号又は都道府県を検索条件として指定することができます。

（注）郵便番号又は都道府県を入力すると、「解除」ボタンが表示されます。「解除」ボタンをクリックすることで、郵便番号又は都道府県に入力した内容がクリアされます。

7桁 半角数字
ハイフン無し

入力例：1234567

都道府県 選択してください

市区町村 選択してください

丁目番地等

（注）さらに絞り込みたい場合に入力してください。

入力例：番が関3丁目1-1

（注）丁目番地等の検索に当たって、例えば「3丁目」を検索する場合には「三」を算用数字の「3」に、「1番1号」を検索する場合には「1番1号」を「1-1」に置き換えて入力してください。

（注）国外所在地で検索を行う場合は、「都道府県」の選択肢から「国外」を選択し、表示された「国外所在地」に入力してください。

検索条件の設定

法人種別などその他の条件を調べる

検索

クリア

【右画面】
（例）
「タカハシ」
を商号又は名
称の読み仮名
で検索した場
合の検索結果

検索条件： タカハシ / 商号等五十音順（昇順）

123件 見つかりました。 表示件数 10件 30件 50件

法人番号	商号又は名称	所在地	変更履歴情報等
1123456789012	高橋建設株式会社 外字	神奈川県川崎市中原区▲▲▲▲町●-●-● ● 高橋 外字	履歴等
1333344445555	高橋興業有限公司	東京都港区▲▲▲▲町●-●-● BBBビル	履歴等
1234567890123	高橋サイクル株式会	青森県黒石市▲▲▲▲町●●●●番地	履歴等
1999911112222	高橋商事合同会社	石川県かほく市▲▲▲▲町●●●●番地	履歴等
5678901234567	高橋電器協同組合	神奈川県横浜市西区▲▲▲▲町●-●-●	履歴等 印刷等
2345678901234	高橋電子株式会社	東京都調布市▲▲▲▲町●-●-●	履歴等

検索結果一覧画面内の履歴等を押下すると検索結果画面に遷移

法人番号の公表方法（ファイルでダウンロード・情報記録媒体）

ファイル形式を選択すると、
選択したファイル形式に遷移。

全件データは、月
末時点の最新デー
タを翌月1日から
1か月間取得可能。

基本3情報ダウンロード

全件データのダウンロード(各都道府県別)

所在地(各都道府県別及び国外の単位)別に全件データをダウンロードすることができます。

▶ 全件データのダウンロード(各都道府県別)

差分データのダウンロード(全国)

日次の差分データ(国内及び国外分の全て)をダウンロードすることができます。

▶ 差分データのダウンロード(全国)

全件データは、公表されている全ての法人等の月末時点の最新情報の、
差分データは、作成日に更新された、法人等の新規、変更及び閉鎖等の変更情報の、データファイル

差分データは、最長40稼働日分のデータを取得可能。

全件データのダウンロード(各都道府県別)

各都道府県及び国外の単位で全件データをダウンロードすることができます。

CSV形式・Shift-JIS
 CSV形式・Unicode
 XML形式・Unicode

CSV形式・Shift-JIS

平成28年2月1日更新

地域	ダウンロードファイル
北海道	北海道 分割1 zip999KB 分割2 zip800KB
東北	青森県 zip700KB 岩手県 zip700KB 宮城県 zip700KB 秋田県 zip700KB

圧縮前のファイルサイズが300MBを超える場合、ファイルを分割して掲載します。

差分データのダウンロード(全国)

日次の差分データ(国内及び国外分の全て)をダウンロードすることができます。

CSV形式・Shift-JIS
 CSV形式・Unicode
 XML形式・Unicode

CSV形式・Shift-JIS

差分データファイル作成日	ダウンロードファイル
平成27年12月2日	zip800KB
平成27年12月1日	zip800KB
平成27年11月30日	zip800KB
平成27年11月27日	zip800KB
平成27年11月26日	zip800KB

さらに以前の差分データを表示する

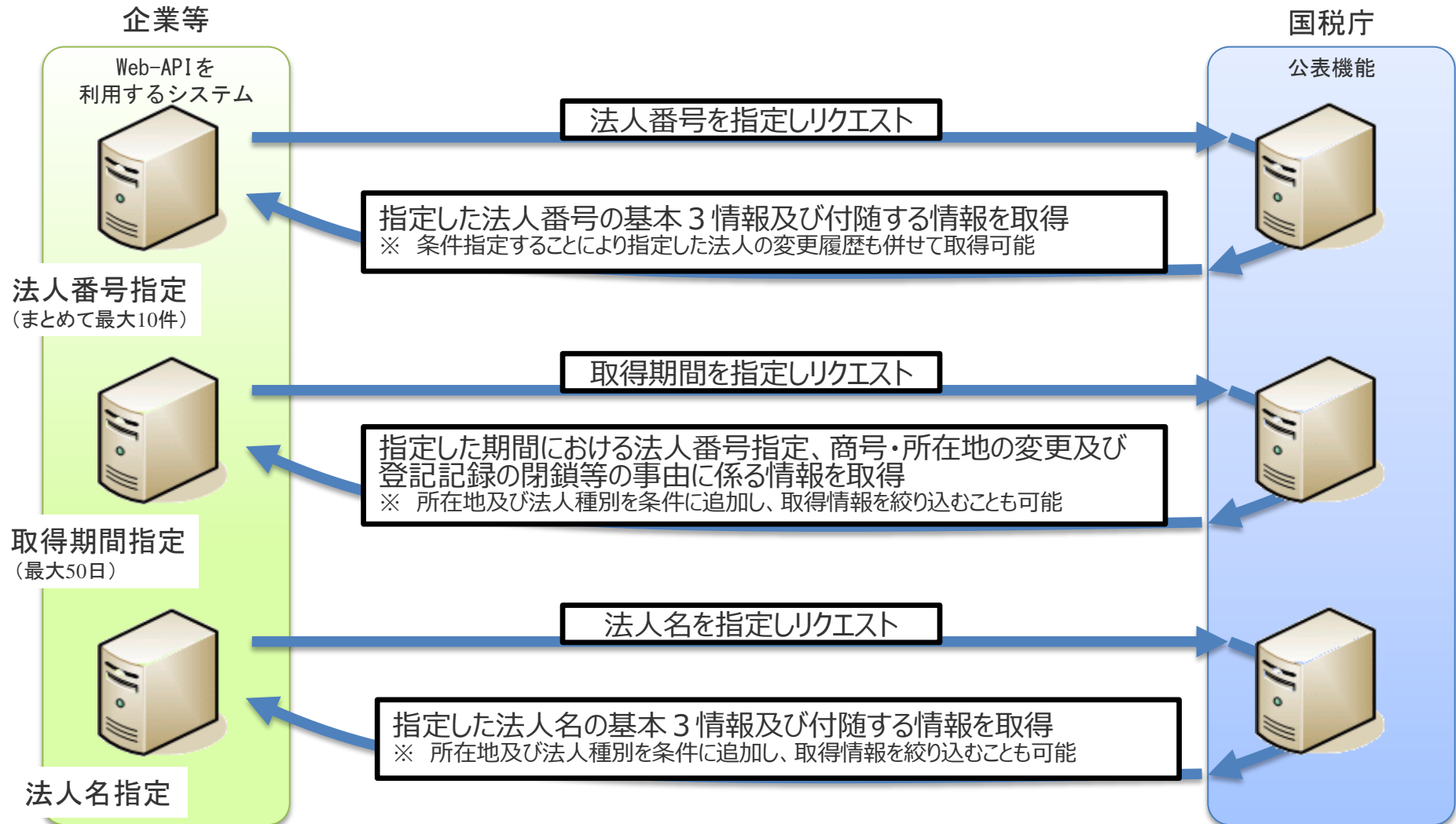


データ提供依頼に基づき、情報記録媒体（DVD+R、DVD-R）による提供も可能

※ 情報記録媒体によるデータ提供を依頼する場合は、①アプリケーションID発行届出書兼情報記録媒体によるデータ提供依頼書、②DVD+R、DVD-R、③返信用封筒（宛名、宛先を記載した上で、所要額の切手を貼付してください。また、赤字で「折曲厳禁」と記載してください。）を法人番号管理室宛に持参又は郵送してください。

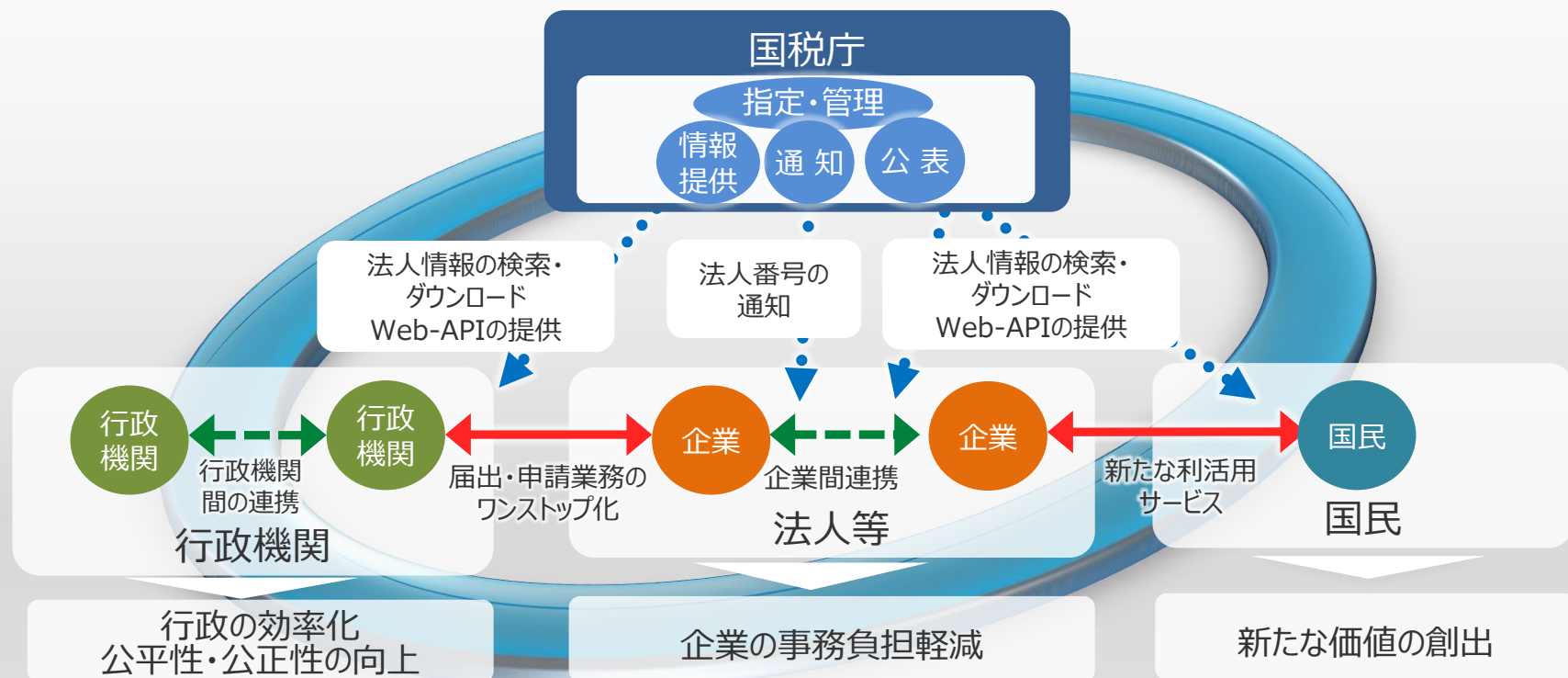
法人番号の公表方法 (Web-API)

- Web-APIとは、利用者が構築しているシステムからインターネットを経由して、簡単なリクエストを送信することで、指定した条件に合致する情報を取得するためのシステム間連携インタフェースのことをいいます。



※ Web-APIを利用するためには、法人番号管理室が発行する「アプリケーションID」が必要です。アプリケーションIDは、「アプリケーションID発行届出書兼情報記録媒体によるデータ提供依頼書」を法人番号管理室に郵送等にて提出していただくか、公表サイトの入力フォームから直接申込みを行うことにより取得できます。

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



わかる。

法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可
- 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

つながる。

法人番号を軸に企業等法人がつながる。

- 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
- 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

- 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

法人番号を利用した取引情報の集約による業務の効率化

～法人番号利活用前～

各部署（総務部、経理部、営業部など）で、取引先法人情報を異なるコードで管理している場合、**業務横断的な取引情報の集約が困難（非効率）**

※各部署で
同一企業を
異なるコードで管理

株式会社A

同じ法人？

名称・所在地等で名寄せ

総務部

名称：株式会社a
所在地：甲
(名称が旧名称)

コード：
A-001

経理部

名称：A資材部
所在地：甲
(名称不一致)

コード：
イ-010

営業部

名称：株式会社A
所在地：乙
(所在地が移転前)

コード：
1001

株主情報など
コード：
A-001

支払先情報など
コード：
イ-010

顧客情報など
コード：
1001

名称：株式会社A、所在地：甲

～法人番号利活用後～

法人番号を利用すれば・・・
管理している各法人との取引情報の全体像が容易に把握可能となり、**業務の効率化が期待**

具体的には・・・

各部署で保有している顧客情報や調達先情報の集約化が容易になり、取引先情報更新の効率化のほか、営業活動の効率化や調達コストの削減が期待

※各部署で
管理コードに
法人番号を追加

株式会社A

法人番号で名寄せ

法人番号:001

総務部

法人番号:001

コード：
A-001

経理部

法人番号:001

コード：
イ-010

営業部

法人番号:001

コード：
1001

株主情報など
コード：
A-001

支払先情報など
コード：
イ-010

顧客情報など
コード：
1001

名称：株式会社A、所在地：甲

法人番号:001

法人番号公表サイトを利用した新規営業先等の把握

～法人番号利活用前～

新規営業先や会員勧誘先の把握にあたり、様々な情報源から情報を入手しており、**手間とコストがかさむ。**

インターネット

登記所

信用調査会社



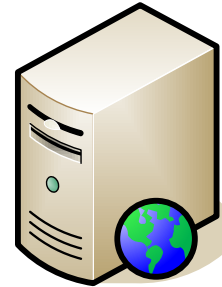
新規営業先
会員勧誘先の把握

人件費
手数料等

～法人番号利活用後～

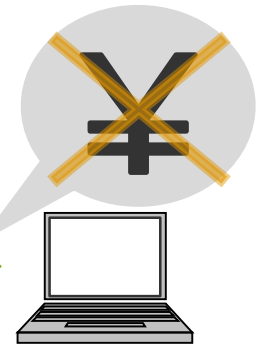
法人番号公表サイトを利用すれば・・・
新たに法人番号を指定された法人（≒新規設立法人）の情報から、新規営業先や会員勧誘先を**効率的に把握可能に!!**

法人番号でわかる。つながる。ひろがる。
国税庁 法人番号公表サイト



ダウンロード

ZIP
(.CSV)



法人番号指定年月日
で絞り込み

新規設立法人の抽出 (※)

新規営業先
会員勧誘先の把握

効率化

(※) 株式会社などの設立登記法人が設立された場合、法務省から連絡される登記情報に基づき法人番号を指定・通知し、基本3情報を公表します。

Web-API等を用いた各種会計ソフトの有効活用

①取引先情報等の入力補助・効率化

～法人番号利活用前～

基本情報登録

法人名

所在地

全て手入力

登録

正しい入力?

Web-APIや
ダウンロード
データの活用

～法人番号利活用後～

基本情報登録

法人番号

法人名

所在地

法人番号を入力すれば
法人名・所在地を自動補完

登録

誤入力
表記のゆれ } 無し

②売掛金管理等、会計業務の効率化・自動化

～法人番号利活用前～

T社売掛金(売上台帳)

日付	金額	取引先(所在地)
28-1-4	50,000	A(株) (大阪府)
28-1-4	55,000	B(株) (東京都)
28-1-9	10,000	C(株) (山梨県)
28-1-11	45,000	A(株) 大阪支店
28-1-30	32,300	B(株) (東京都)
28-2-28	978,000	C(株) 札幌出張所
28-3-14	3,000	D(株) (福岡県)
28-3-31	30,000	A(株) 京都営業所
28-3-31	33,000	d(株) (福岡県)

法人番号
による
取引先管理

～法人番号利活用後～

T社売掛金(売上台帳)

日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-4	50,000	A(株) (大阪府)	111111111111
28-1-11	45,000	A(株) 大阪支店	111111111111
28-3-31	30,000	A(株) 京都営業所	111111111111
日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-4	55,000	B(株) (東京都)	222222222222
28-1-30	32,300	B(株) (東京都)	222222222222
日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-9	10,000	C(株) (山梨県)	333333333333
28-2-28	978,000	C(株) 札幌出張所	333333333333
日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-3-14	3,000	D(株) (福岡県)	444444444444
28-3-31	33,000	d(株) (福岡県)	444444444444

行政機関における利活用～公開情報への法人番号の併記～

～平成30年1月以降、Webページで公開する法人情報には法人番号が原則として併記されます～

概要

- ・ 目的：法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める
- ・ 対象者：行政機関・独立行政法人等・地方公共団体
- ・ 対象：行政機関・独立行政法人等・地方公共団体がWebページ等で公開する法人情報
(具体例 調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等)

併記方法

・ 表形式のデータの場合、法人番号を記載する列を追加する。ただし、列を挿入することが困難な場合は、法人名欄に記載する。

(例) ○○に関する指定法人一覧

<Before>

No.	団体名	所在地	電話番号
1	株式会社○○	東京都千代田区○○	03-○○
2



<After>

No.	団体名	法人番号	所在地	電話番号
1	株式会社○○	1234567890123	東京都千代田区○○	03-○○
2

・ 文書形式のデータの場合、法人名が記載されている箇所に続いて法人番号を記載する。

(例) 文中に併記する場合

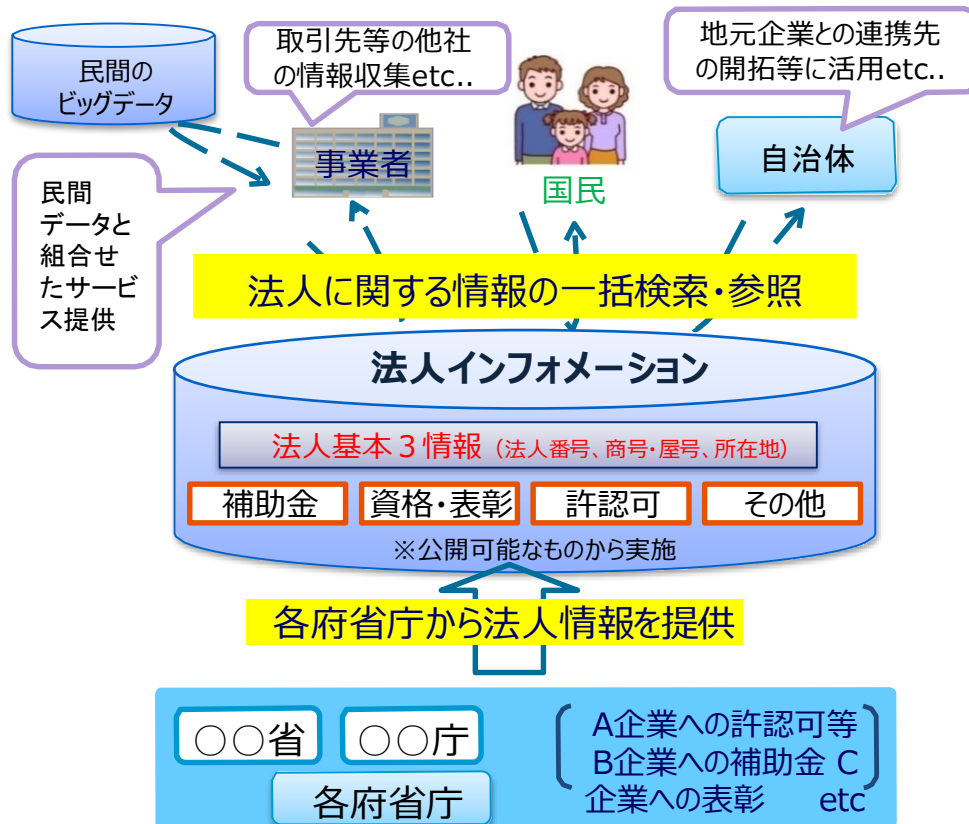
○○法違反に係る措置命令の実施

○○省は○○に違反して○○を行った、株式会社○○ (法人番号 1234567890123) に対して、○○の規定に基づき措置命令を行いました。

法人インフォメーションとは <http://hojin-info.go.jp>



- 政府が保有する法人活動情報について、一括検索、閲覧、取得できるシステムです。
- 取引先等の情報収集や連携先の開拓等の際に、政府からの補助金や表彰等の状況が確認可能です。
- また、機械可読に適した形式で、外部からデータを自動取得可能としており、民間データと組み合わせたサービス等にも活用いただけます。
- 共通語彙基盤（IMI）を使ってデータ整理が行われており、国際的な法人情報の交換等、非常に相互運用性の高い構造になっています。



掲載されている法人活動情報数(H29.5.8現在)

- ◆ 補助金交付情報 約68,000件
(平成27年度・28年度上期分)
- ◆ 委託契約情報 約69,000件
(平成27年度・28年度上期分)
- ◆ 行政処分情報 約160件
- ◆ 許認可・届出情報 約140,000件
統一資格有資格者(総務省)、信用金庫免許、郵便局
銀行代理者許可(金融庁)など
- ◆ 表彰情報 約67,000件
女性社員の活躍推進(厚生労働省)など

約343,000件の法人活動情報を掲載しています。今後も、順次追加していきます。

(参考) 法人インフォメーション画面

法人インフォ
法人番号や法人名から
企業等の活動情報が検索できます。

簡易検索 | 詳細検索 | 簡易地図検索 | ダウンロード | API利用方法

法人番号または法人名

お知らせ

- 2016年05月16日 経済産業省版法人ポータル（β版）の運用を開始しました。
- 2016年05月15日 経済産業省版法人ポータル（β版）の運用を開始しました。
- 2016年05月14日 経済産業省版法人ポータル（β版）の運用を開始しました。
- 2016年05月13日 経済産業省版法人ポータル（β版）の運用を開始しました。

法人関連情報追加のお知らせ

- 2016年12月20日 法人関連情報（統一資格）が更新されました。
- 2016年12月20日 法人関連情報（届出認定）が更新されました。

活用事例集

アンケートご協力をお願い

法人関連情報の掲載件数

国稅庁法人番号公表サイト

マイナンバー（社会保険・税番号制度）

トップ画面

- 法人番号もしくは法人名で検索
- 詳細条件を設定しての検索も可能

スマートフォンにも対応しています。



簡易地図検索

- 所在地を基に日本地図から検索も可能に（都道府県、市区町村で選択可能）

法人インフォ
法人番号や法人名から
企業等の活動情報が検索できます。

簡易検索 | 詳細検索 | 簡易地図検索 | ダウンロード

北海道

東北

関東

中部

四国

九州

沖縄

中国

近畿

北陸

新潟

山形

宮城

秋田

岩手

青森

福島

法人インフォ

簡易地図検索結果画面

東北

- 青森 1902件
- 秋田 1264件
- 山形 1607件
- 岩手 1403件
- 宮城 2644件
- 福島 2363件

- 青森 1902件
- 岩手 1403件
- 宮城 2644件
- 秋田 1264件
- 山形 1607件
- 福島 2363件

- 仙台市青葉区 1018件
- 仙台市宮城野区 234件
- 仙台市太白区 103件
- 仙台市太白区 103件
- 仙台市東区 110件
- 石巻市 245件
- 塩釜市 50件
- 気仙沼市 89件
- 白石市 25件
- 名取市 29件
- 角田市 9件
- 多賀城市 20件
- 高松市 45件
- 登米市 38件
- 黒原市 58件

(税関HPより抜粋)

財務省関税局・税関

JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)から「法人番号」への切替について

- ▶ 平成29年10月(※)から、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄には、**JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)における「法人番号」を記載(入力)していただく予定**としております。
(※)平成29年10月に予定されているNACCSの更改に併せて、輸出入申告等に「法人番号」を記載していただくこととなります。
(参考)「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第2条第15項に規定する法人番号です。
- ▶ 現在、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)を取得している方につきましては、事前に「法人番号」への切替処理を行うことにより、NACCSにおいて法人番号への自動変換が可能となりますので、平成29年10月以降も引き続き、当該コードを利用して輸出入申告等を行うことが可能となります。また、NACCSの各種サービス機能(法人名、住所等の英文自動補完、オンライン口座引落等)につきましても引き続き利用いただけます。
- ▶ 「法人番号」への切替に当たっては、取得されているコード(JASTPROコード(法人)又は税関発給コード(法人))により切替手順がそれぞれ異なります。

● JASTPROコード(法人)をお持ちの方

本年3月以降、JASTPROより、既存コードと法人番号との紐付け作業のため「法人番号」確認のご連絡を、順次書面にて行っていますので、必要な手続きをお願いいたします。

(詳細はJASTPROホームページ <http://www.jastpro.org/> をご確認ください)

● 税関発給コード(法人)

税関において「法人番号」への切替処理を行います。

支店コードにつきましても、法人番号への切替に合わせて、支店コード情報の切替処理を行います。

特段必要な手続きはございませんが、切替処理にあたり、**「法人番号」確認のご連絡をさせていただく場合があります。**

※ なお、平成29年10月以降、税関では法人番号を有する者に対する税関発給コードに関する業務(新規発給、変更等)は行わないこととなりますので、登録内容(法人名、住所等)の変更が必要な場合には、JASTPROを通じて新規に登録手続きを行う必要があります。

平成29年10月から、輸出入申告書等における輸出入者符号の欄に記載するコードが、法人については、法人番号に切り替わります。

(ご参考)

税関が輸出入時の通関に使用しているNACCS(通関情報処理システム)において、輸出入業務を行う当事者を特定するコードとして、「日本輸出入者標準コード」及び「税関発給コード」が採用されてます。

「日本輸出入者標準コード」又は「税関発給コード」がなくても通関はできますが、通関処理が迅速化するなどメリットが数多くあるため、輸出入を行う法人において、幅広く取得されています。

～JASTPROコード～

一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会(JASTPRO)が発番しているコードであり、JASTPROコードとも呼ばれている。

～税関発給コード～

「税関発給コード」には、貨物を輸出又は輸入しようとする者を対象とする税関輸出入者コードと、海外の仕出人又は仕向人を対象とする海外仕出人・仕向人コードがある。

税関輸出入者コードは登録料、更新手数料が無料という点を除き、JASTPROコードと違いはない。(海外仕出人・仕向人コードについては、JASTPROコードでは対応していない。)

～全省庁統一資格審査の申請で、法人番号を入力することで、入力の手間が簡素化されます。～

<イメージ図>

※平成27年12月24日から、統一資格申請項目に「法人番号」が追加されました。これにより、インターネットで申請等を行う際に、まず法人番号を入力すれば、「商号又は名称」「本社住所」「本社郵便番号」の情報が自動的に反映されるようになりました。

また、資格審査を経た事業者は、本社住所、商号又は名称などとともに、法人番号も公開されることとなります。

(ご参考)
～全省庁統一資格～

各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）です。

本資格は、各省庁申請受付窓口に掲げる申請場所のいずれか1か所に申請し、資格を付与された場合において、その資格は該当する競争参加地域のうち、希望する地域ごとに所在する各省庁の全調達機関において有効な入札参加資格となるものです。

新規申請		
受付機関コード	11999	
定期/随時※	<input type="radio"/> 定期 <input checked="" type="radio"/> 随時	
新規/更新	新規	
業者種別※	<input type="radio"/> 組合 <input type="radio"/> 公益法人 <input checked="" type="radio"/> その他の法人 <input type="radio"/> 個人 <input type="radio"/> その他	
法人番号	<input type="text"/> <input type="button" value="事業者情報反映"/> ※法人番号を入力した場合、必ず押してください。 <small>(注)業者種別が「組合」「公益法人」「その他の法人」の場合、法人番号は必須です。</small>	
適格組合証明	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 第 <input type="text"/> 号 (半角数字) <small>(注)適格事業組合の方のみ入力してください。</small>	
外国籍企業	<input type="checkbox"/> <small>(注)外国籍企業のチェックを行った場合、以下項目に半角文字を入力することが可能となります。 本社住所(漢字)、商号又は名称(漢字)、代表者役職、代表者氏名(漢字)、担当者氏名(漢字)、営業所名称、営業所所在地</small>	
本社住所	郵便番号※	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字7桁) (例:123-4567)
	フリガナ※	<input type="text"/> <small>(全角カタカナ50文字以内) (注)都道府県名、地番、ビル名にフリガナは不要です。</small>
商号又は名称	漢字※	<input type="text"/> <small>(全角50文字以内) (注)登記事項証明書上の本店住所を都道府県名から入力してください。</small>
	フリガナ※	<input type="text"/> <small>(全角カタカナ80文字以内) (注)「株式会社」等法人の種類にフリガナは不要です。</small>
	漢字※	<input type="text"/> <small>(全角60文字以内) (注)「株式会社」等法人の種類も入力してください。ただし、(株)等の略語は使用しないでください。</small>
	頭文字※	<input type="text"/> (全角カタカナ1文字) <small>(注)濁音、半濁音は含めないでください。(例:「株式会社電子通情報」の場合、カタカナで「テ」と入力)</small>

<< 郵便番号に関する注意点 >>

上記イメージ図の「事業者情報反映」を押下して表示される郵便番号は、登記されている所在地の文字情報を基に、機械的に一般郵便番号を設定したものです。よって、ビルや大口事業所に係る個別郵便番号には対応していません。

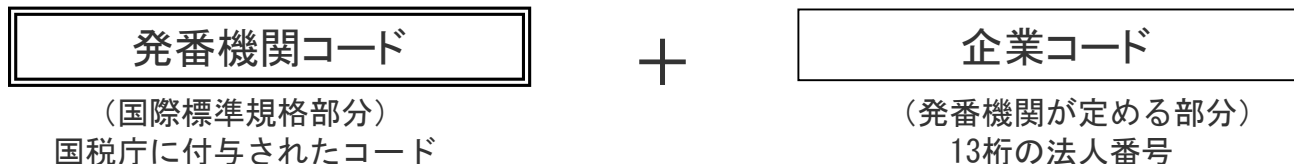
国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について

1. 国税庁が発番機関として登録されることにより利用可能となるコード

(ポイント)

国際的な流通(電子商取引等)において、唯一かつ無償の企業コードとして利用可能。

(コード体系のイメージ)



2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例

(効果)

- ・企業コードのメンテナンス(商号・所在地等の変更)負荷の低減
- ・企業間の受発注に関する電子情報交換において各会社独自の企業コードを自社コードへ変換する負荷の低減
- ・入手しやすい無償の共通の企業コードの提供により、中小企業も電子商取引に参入しやすくなり、業界全体の電子商取引の普及促進及び効率化

(活用例)

- ・企業間取引(電子商取引)における企業コードとしての利用
- ・電子タグなどの自動認識メディア(非接触技術を用いたICチップ)の識別子の中で活用される企業コードとしての利用

3. 国税庁が発番機関登録した国際標準規格

- ・ UN/EDIFACTデータエレメント3055【国連が運営】、ISO/IEC 6523-2【ISOが運営】
電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格
- ・ ISO/IEC 15459-2【ISOが運営】
商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格

発番機関の登録をした規格

登録規格	UN/EDIFACT データエレメント3055	ISO/IEC 6523-2	ISO/IEC 15459-2
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連が運営 ・ 電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際標準化機構 (ISO) が運営 ・ 電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際標準化機構 (ISO)が運営 ・ 商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格 ・ 電子タグなどの自動認識メディアの識別子の中で活用
発番機関 コード	402	0188	TAJ

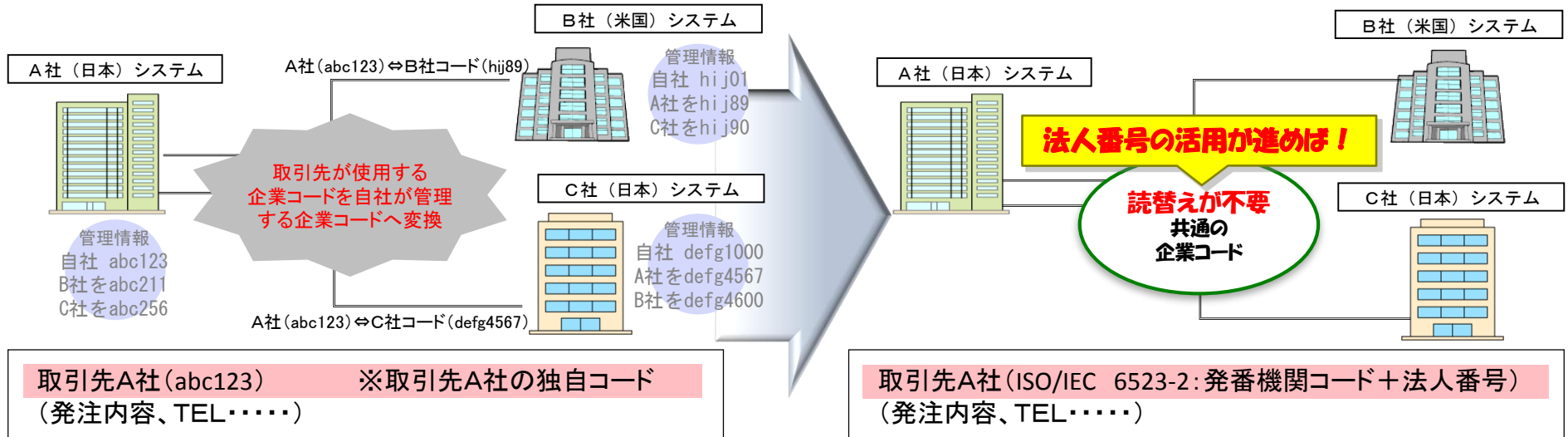
※1 UN/EDIFACT(United Nations/Electronic data interchange for administration, commerce and transport)

※2 ISO(International Organization for Standardization)

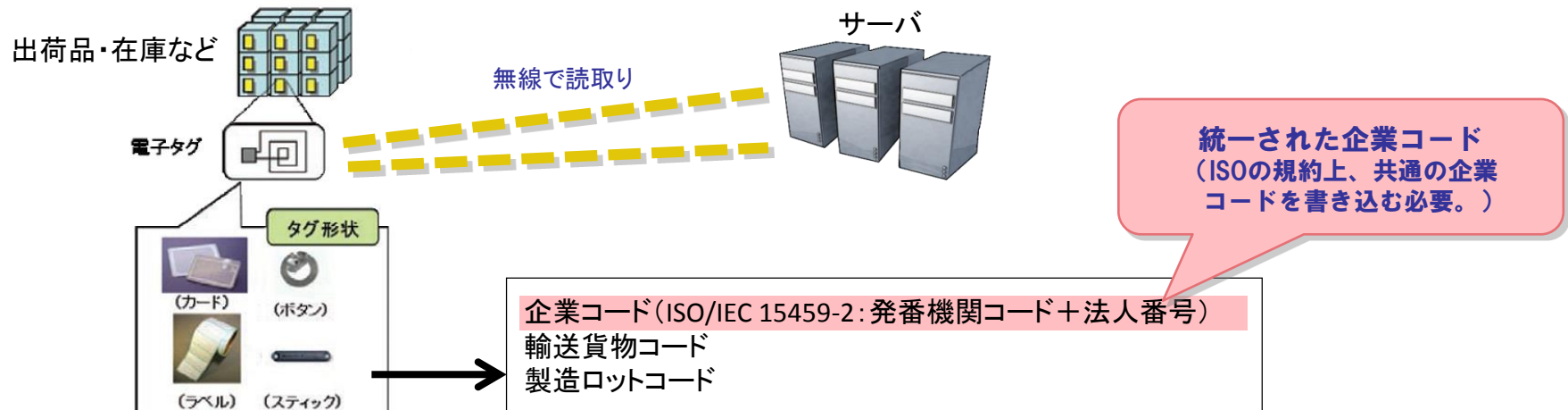
※3 IEC(International Electrotechnical Commission)

発番機関コード付き法人番号の利用イメージ

1 電子商取引(EDI:Electronic Data Interchange)での活用例(データ通信における発信者・受信者の識別)



2 電子タグ(RFID:Radio Frequency Identification)の活用例(モノの識別)



英語版webページにおける英語表記情報の公表

概要

今般、経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、法人番号の活用場面が広がるよう、平成29年4月から国税庁法人番号公表サイトの英語版webページを開設し、**公表を希望する法人からの申込みに基づき**、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の英語表記を公表しています。

英語表記・公表の流れ

1 英語表記情報の入力

法人番号公表サイトの英語表記登録フォーム（※1）から入力します。
「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」に対応する英語表記を入力してください。

2 英語表記情報の送信

「送信する」ボタンをクリックしてください。

- ・送信だけでは、登録手続は完了しません。
- ・登録した英語表記はインターネット上で公表されますので、**入力内容に誤りがないか確認してください。**



3 送信票の印刷

「送信票を印刷する」ボタンをクリックして「英語表記情報送信票（兼送付書）」を印刷してください。

4 送信票＋法人確認書類の送付

印刷した「英語表記情報送信票（兼送付書）」に法人確認書類を添えて、国税庁法人番号管理室へ郵送などの方法により提出してください（※2）。

※ 法人確認書類は以下のいずれかの書類（又はその写し）を提出してください。

- ・ 印鑑証明書
- ・ 国税又は地方税の領収証書
- ・ 許可、認可、承認に係る書類
- ・ 納税証明書又は社会保険料の領収証書
- ・ 定款、寄付行為、規則又は規約
- ・ 官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの

5 国税庁において、登録内容等の確認を行い、国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ（※3）で公表します。

※1 英語表記登録フォーム：www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/

※2 提出先：〒113-8582 東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島合同庁舎 国税庁長官官房企画課法人番号管理室 宛

※3 英語版webページ：www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/

英語版webページイメージ

【英語版webページにおける「法人情報詳細」画面（イメージ）】

Social Security and Tax Number System
National Tax Agency
Corporate Number Publication Site

Find, connect, and expand with Corporate Number

Japanese Site Map
Font size: + Enlarge Reinststate - Shrink

Home About The Corporate Number Frequently Asked Questions

Home > Information on the Corporate Number 1234567890123

Information on the Corporate Number 1234567890123

This English information is from the applicant's declaration. The National Tax Agency is not responsible for any damage or loss related to the accuracy or completeness of the English information on this page.

[▶ The page in Japanese of this Corporate Number](#)

Latest information

Name
Kokuzei Shoji, Inc.

The address of the head office or principal place of business
3-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda ku, Tokyo

Status
Date of occurrence of the event: March 3, 2016

Change history information

The information below indicates the change history of name, address, etc. in English.

No.1	Date of occurrence of the event	December 1, 2015
	Reasons for changes	Change in the address of the head office or main business office
	Former address	5-3-1 Tukiji, Chuo ku, Tokyo

[Back Home](#)
[Back to the list of search results](#)

[Print this page](#)

「法人番号」を表示します。

日本語画面と英語画面の切替ボタン

英語表記の「商号又は名称」を表示します。

英語表記の「所在地」を表示します。

名称や所在地等の変更履歴を表示します。

印刷ボタン

よくある質問～法人番号の「通知」～

質問1 法人番号はどこに通知されるのでしょうか。

設立登記法人については、登記されている本店又は主たる事務所の所在地に、設立登記法人以外の法人や人格のない社団等で国税に関する法律に規定する申告書・届出書を提出している団体については、当該申告書・届出書に記載された本店又は主たる事務所の所在地に通知書を送付します。

なお、通知書の記載内容は、「国税庁法人番号公表サイト」で検索することにより確認又は印刷することができます。

質問2 番号法施行日（平成27年10月5日）以降に設立登記した法人ですが、法人番号はいつ通知されるのでしょうか。

法務局での登記完了後、2～3稼働日後に法人番号指定通知書を発送させていただきます。

なお、法務局での登記完了に要する日数は、各法務局によって異なりますので、各法務局ホームページ等をご確認ください。

よくある質問～法人番号の「公表」～

質問3 本店所在地の変更登記をしましたが、法人番号の関係で何か手続は必要でしょうか。

法人名や本店所在地の変更登記をした情報については、法務省から連絡を受け国税庁法人番号公表サイトに反映いたしますので、**法人番号の関係**では特段の手続は必要ありません。

変更後の内容は、国税庁法人番号公表サイトに公表されますので、そちらをご確認ください。

なお、改めて法人番号指定通知書の送付はいたしません。

ただし、法人名の変更又は納税地の異動があった場合に、税務署において異動に関する手続をする必要がありますので、ご注意ください。

質問4 取引先の法人番号は、どのような方法で知ることができるのでしょうか。



法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表しています。

公表している情報は、法人番号の指定を受けた団体の、①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号の3項目（基本3情報）です。


また、法人番号の指定後に、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表しています。

法人番号に係る各種情報

法人番号の最新情報やお問合せ

- 国税に係るマイナンバー制度に関する最新情報  www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm
- 法人番号のことなら国税庁法人番号公表サイト  www.houjin-bangou.nta.go.jp
- 法人番号の指定、通知書の発送及び法人番号公表サイトの操作方法に関するお問合せは、国税庁法人番号管理室で受け付けています。
 - ・ 国税庁法人番号管理室フリーダイヤル0120-053-161（無料）8時45分～18時（土日祝日・年末年始を除きます。）
 - ・ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、03-5800-1081におかけください。（通話料金がかかります。）
- 国税に関する質問は、最寄りの税務署又は電話相談センターへお問合せください。

社会保障・税番号<マイナンバー>制度の最新情報やお問合せ

- 「社会保障・税番号<マイナンバー>制度」の最新情報  www.cao.go.jp/bangouseido/
- マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178（無料）※ 間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう十分に注意してください。
9時30分～20時（土日祝日17時30分）（年末年始を除きます。）
※最新のお問合せ時間は、内閣府ホームページでご確認いただけます。

国税庁ホームページのご案内

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
法人番号7000012050002

本文△ | サイト内検索 検索 | 検索の仕方 | 文字拡大・読み上げ

English | ホームページの使い方 | サイトマップ | ご意見・ご要望 | メールマガジン

ホーム | 税について調べる | 申告・納税手続 | 活動報告・発表・統計 | 国税庁概要・採用 | 調達・その他の情報

▶ 新着情報
▶ 訪問者別に調べる
▶ 税目別に調べる
所得税
源泉所得
譲渡所得
相続税
酒税
贈与税
▶ パート・手引き
▶ 税の通達等・質疑応答事例
▶ 届出・届出様式
▶ よくある質問(よくある税の質問)
▶ 確定申告書等作成コーナー
▶ 国税電子申告・納税システム (e-Tax)

税理士のお知らせ

国税局・税務

札幌 | 仙台 | 関東信越 | 金沢 | 名古屋 | 大阪 | 広島

社会保障・税番号制度<マイナンバー>

申告書等にはマイナンバーの記載が必要です。

法人番号でわかる、つながる、ひろがる。
国税庁法人番号公表サイト

国際戦略
トータルプラン

相続税・贈与税特集

■ 災害(地震、風水害、雪害等)により被害を受けた皆様へ
■ 平成28年熊本地震に関するお知らせ

本文△ | サイト内検索 検索 | 検索の仕方 | 文字拡大・読み上げ

ホーム | 税について調べる | 申告・納税手続 | 活動報告・発表・統計 | 国税庁概要・採用 | 調達・その他の情報

ホーム > 社会保障・税番号制度<マイナンバー>について

社会保障・税番号制度<マイナンバー>について

申告書等にはマイナンバーの記載が必要です。

平成27年10月からマイナンバーの通知、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されています。国税における番号制度に関する情報を次の3つのボタンで案内しています。

国税の番号制度に関する情報
国税の手続でも、マイナンバーが必要です▶▶▶

法人番号について
法人番号でわかる、つながる、ひろがる▶▶▶

あなたに、いいコト。みんなに、いいコト。
1人1つのマイナンバー

事業をされている方や番号を取扱う方に、国税のマイナンバーに関する情報を掲載しています。

法人番号の制度概要や公表方法など、法人番号に関する最新情報を掲載しています。

番号制度の概要、メリットや今後のスケジュールについて分かりやすく解説しているサイトに移動します。

第七章 法人番号

（通知等）

第三十九条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。））であって、所得税法第二百三十条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十八条、第百四十九条若しくは第百五十条又は消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

- 2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。
- 3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があった場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があった事項を国税庁長官に届け出なければならない。
- 4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

（情報の提供の求め）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であって法人番号により検索することができるものをいう。第四十二条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

- 2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

〔参考〕 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）②

【法人番号関係抜粋】

（資料の提供）

第四十一条 国税庁長官は、第三十九条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第三十九条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

（正確性の確保）

第四十二条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五（略）

第七章 法人番号

（法人番号の構成）

第三十五条 法人番号は、次項又は第三項の規定により定められた十二桁の番号（以下この条において「基礎番号」という。）及びその前に付された一桁の検査用数字（法人番号を電子計算機に入力するときに誤りのないことを確認することを目的として、基礎番号を基礎として財務省令で定める算式により算出される一から九までの整数をいう。）により構成されるものとする。

- 2 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（以下「設立登記法人」という。）の法人番号を構成する基礎番号は、その者の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次項において同じ。）であって、その者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものとする。
- 3 設立登記法人以外の者の法人番号を構成する基礎番号は、他のいずれの法人番号を構成する基礎番号及びいずれの会社法人等番号とも異なるものとなるように、財務省令で定める方法により国税庁長官が定めるものとする。

（国の機関に対する法人番号の指定の単位）

第三十六条 国の機関に対する法第三十九条第一項の規定による法人番号の指定は、次に掲げる機関を単位として行うものとする。

- 一 衆議院、参議院、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会及び国立国会図書館
- 二 行政機関（検察庁にあっては、最高検察庁、高等検察庁及び地方検察庁）及び検察審査会
- 三 最高裁判所、高等裁判所（東京高等裁判所にあっては、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所）、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所

【法人番号関係抜粋】

（国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等に対する法人番号の指定）

- 第三十七条 国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等（法第三十九条第一項に規定する人格のない社団等をいう。以下同じ。）であつて、次の各号に掲げるもの（法人番号保有者を除く。）に対する同項の規定による法人番号の指定は、その者が当該各号に規定する届出書若しくは国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十四条第一項に規定する税務書類（第三十九条第一項第一号及び第三項において単に「税務書類」という。）を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第四十一条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地、その者について当該各号に定める事実が生じたこと並びにその者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。
- 一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三十条の規定により届出書を提出することとされている者 国内において給与等（同法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。）の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるものを設けたこと。
 - 二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四百八条の規定により届出書を提出することとされている者 内国法人（同法第二条第三号に規定する内国法人をいう。）である普通法人（同法第二条第九号に規定する普通法人をいう。）又は協同組合等（同法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）として新たに設立されたこと。
 - 三 法人税法第四百九条の規定により届出書を提出することとされている者 同条第一項に規定する場合に該当することとなったこと。
 - 四 法人税法第五百十条の規定により届出書を提出することとされている者 同条各項に規定する場合のいずれかに該当することとなったこと。
 - 五 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされている者 同条第一項第一号に掲げる場合に該当することとなったこと又は同法第十二条の二第一項に規定する新設法人若しくは同法第十二条の三第一項に規定する特定新規設立法人に該当することとなったこと。

（法人番号の通知）

- 第三十八条 国税庁長官は、法第三十九条第一項の規定により法人番号を指定したときは、速やかに、当該法人番号の指定を受けた者に対し、その旨及び当該法人番号を、これらの事項並びにその者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項が記載された書面により通知するものとする。

〔参考〕 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）③
【法人番号関係抜粋】

（届出による法人番号の指定等）

第三十九条 法第三十九条第二項の政令で定める法人等以外の法人又は人格のない社団等は、次に掲げる者（法人番号保有者を除く。）とする。

- 一 国税に関する法律の規定に基づき税務署長その他行政機関の長若しくはその職員に税務書類を提出する者又はその者から当該税務書類に記載するため必要があるとして法人番号の提供を求められる者
 - 二 国内に本店又は主たる事務所を有する法人
- 2 法第三十九条第二項の規定による届出は、当該届出をしようとする者についての同項に規定する事項（以下この項及び次条において「届出事項」という。）が記載された届出書に、当該届出事項を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。
- 3 法第三十九条第二項の規定による法人番号の指定は、前項の届出書及びこれに添付された書類、当該届出をした者が税務書類を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第四十一条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、当該届出をした者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。
- 4 前条の規定は、国税庁長官が法第三十九条第二項の規定により法人番号を指定した場合について準用する。

（変更の届出）

第四十条 法第三十九条第三項の規定による変更の届出は、当該届出をしようとする者の法人番号、その者についての届出事項に変更があった旨、変更後の当該届出事項その他の財務省令で定める事項が記載された届出書に、当該変更があった旨を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

（法人番号等の公表）

- 第四十一条 法第三十九条第四項の規定による公表は、当該公表に係る法人番号保有者に対し、第三十八条（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後（当該法人番号保有者が人格のない社団等である場合にあっては、当該通知をし、及び法第三十九条第四項ただし書の規定による同意を得た後）、速やかに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。
- 2 国税庁長官は、法第三十九条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、当該公表に係る事項に変更があったとき（この項の規定による公表に係る事項に変更があった場合を含む。）は、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、これらの事項に加えて、速やかに、これらの事項に変更があった旨及び変更後のこれらの事項を前項に規定する方法により公表するものとする。

- 3 国税庁長官は、法第三十九条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、会社法第二編第九章の規定による清算の終了その他の財務省令で定める事由が生じたときは、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、当該公表をされている事項（前項の規定による公表に係る事項を含む。）に加えて、速やかに、当該法人番号保有者について当該事由が生じた旨及び当該事由が生じた年月日（当該年月日が明らかでないときは、国税庁長官が当該事由が生じたことを知った年月日）を第一項に規定する方法により公表するものとする。

（財務省令への委任）

第四十二条 この章に定めるもののほか、法人番号の指定その他法人番号に関し必要な事項は、財務省令で定める。

附則

（法人番号の指定に関する経過措置）

第五条 この政令の施行の日前に、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等であつて第三十七条各号に掲げる者について、当該各号に定める事実があつた場合において、その者が当該各号に規定する届出書を提出したときは、当分の間、その者を当該各号に規定する規定により届出書を提出することとされている者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「確認された後」とあるのは、「確認された場合には、この政令の施行の日以後」とする。

〔参考〕 法人番号の指定等に関する省令（平成26年財務省令第70号）①

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（検査用数字を算出する算式）

第二条 令第三十五条第一項に規定する財務省令で定める算式は、次に掲げる算式とする。

【算式】

$$9 - \left(\sum_{n=1}^{12} P_n \times Q_n \text{ を } 9 \text{ で除した余り} \right)$$

【算式の符号】

P_n 令第三十五条第一項に規定する基礎番号の最下位の桁を1桁目としたときの n 桁目の数字

Q_n n が奇数のとき1、 n が偶数のとき2

（設立登記法人以外の者の基礎番号）

第三条 令第三十五条第三項に規定する財務省令で定める方法は、他のいずれの法人番号を構成する同条第一項に規定する基礎番号及びいずれの会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）とも異なるものであって、国の機関、地方公共団体、設立登記法人及びこれら以外の者を区分して識別することができるような十二桁の番号を電子計算機及びプログラムを用いて算出する方法とする。

〔参考〕 法人番号の指定等に関する省令（平成26年財務省令第70号）②

（通知書の記載事項）

第四条 令第三十八条に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法人番号を指定したこと及びその年月日
- 二 指定した法人番号
- 三 法人番号の指定を受けた者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 四 その他必要と認める事項

（法人番号の指定を受けるための届出事項）

第五条 法第三十九条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 令第三十九条第一項各号に掲げる者のいずれに該当するかの別
- 二 設立年月日
- 三 国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあつては、国内における事務所又は営業所の所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地）並びに開設年月日

（届出書への記名押印）

第六条 令第三十九条第二項に規定する届出書には、当該届出をしようとする者の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあつては、国内における代表者又は管理人）が記名押印しなければならない。

（届出書の添付書類）

第七条 令第三十九条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し（国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあつてはその和訳文）
- 二 設立に当たり法令の規定により国の機関又は地方公共団体の機関の許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）を必要とする法人にあつては、当該許認可等を証する書類の写し

（変更の届出書の記載事項等）

第八条 令第四十条に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 令第四十条の規定による変更の届出をしようとする者の法人番号、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 二 国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあつては、国内における事務所又は営業所の所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地）
- 三 前各号に掲げる事項のうち、変更があつた事項及び当該変更があつた年月日並びにその変更前及び変更後の当該事項

〔参考〕 法人番号の指定等に関する省令（平成26年財務省令第70号）③

- 2 令第四十条に規定する届出書には、当該届出をしようとする者の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあつては、国内における代表者又は管理人）が記名押印しなければならない。
- 3 令第四十条に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - 一 変更後の定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し（国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあつてはその和訳文）
 - 二 変更にあたり法令の規定により許認可等を必要とする法人にあつては、当該許認可等を証する書類の写し

（変更があつた事実の確認）

第九条 令第四十一条第二項の規定による事実の確認は、次の各号に掲げる法人番号保有者について、当該各号に定める情報に基づき行うものとする。

- 一 法第三十九条第一項に規定する法人等（以下「法人等」という。）のうち、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人
法第四十一条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料
- 二 法人等のうち、前号に掲げる者以外の者 その者から提出を受けた国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十四条第一項に規定する税務書類又は法第四十一条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料
- 三 法人等以外の者 その者から提出を受けた令第四十条に規定する届出書及びその添付書類

（公表事項に加える事由）

第十条 令第四十一条第三項に規定する財務省令で定める事由は、清算の結了、合併による解散、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第八十一条第一項（他の省令において準用する場合を含む。）の規定により登記記録が閉鎖されたことその他これらに準ずる事由とする。

（公表事項に加える事由が生じた事実の確認）

第十一条 令第四十一条第三項の規定による事実の確認は、次の各号に掲げる法人番号保有者について、当該各号に定める情報に基づき行うものとする。

- 一 法人等のうち、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人 法第四十一条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料
- 二 法人等のうち、前号に掲げる者以外の者 その者から提出を受けた国税通則法第二百二十四条第一項に規定する税務書類又は法第四十一条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料
- 三 法人等以外の者 その者から提出を受けた令第四十条に規定する届出書及びその添付書類

〔参考〕 法人番号の指定等に関する省令（平成26年財務省令第70号）④

（公表の同意）

第十二条 法第三十九条第四項ただし書の規定による同意は、法人番号の指定を受けた人格のない社団等の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあつては、国内における代表者又は管理人）から当該同意をする旨を記載した書面により得るものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、法人番号の指定を受けた人格のない社団等の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあつては、国内における代表者又は管理人）が記名押印するものとする。

一 法第三十九条第四項ただし書の規定による同意をする旨

二 法人番号、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三 当該者が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合にあつては、国内における事務所又は営業所の所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地）

四 その他必要と認める事項

（公表の同意の撤回）

第十三条 法第三十九条第四項ただし書の規定による同意をした人格のない社団等の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあつては、国内における代表者又は管理人）が当該同意を撤回するときは、その旨を記載した書面を国税庁長官に提出するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の書面について準用する。この場合において、同項第一号中「同意をする旨」とあるのは、「同意を撤回する旨」と読み替えるものとする。

附則

この省令は、法の施行の日から施行する。